

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

○ 太平洋クロマグロの資源管理

近年、資源が悪い状態が続いています。

「資源の回復のためには、小型魚の漁獲の大幅な削減が必要」と、関係各国の科学者が集まる会議で求められています。

これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業からまき網漁業まですべての漁法で、「30kg未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」という、厳しい資源管理に取り組んでいます。

このような中、平成30年7月1日から「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（通称「TAC法」）に基づく沿岸での資源管理が始まりますが、

国から北海道への小型（30kg未満）のクロマグロに係る漁獲配分量がゼロとなる予定です。

このため、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの期間、道内での小型（30kg未満）のクロマグロは採捕できなくなります。

○ クロマグロのTAC管理説明会の開催について

- ・ 開催日時：平成30年6月21日（木曜日）午後2時から
- ・ 開催場所：TKP札幌ホワイトビルCC ホール2B会議室
（札幌市中央区北4条西7丁目）

※ 参加を希望される方は、メール（suirin.gyokan2@pref.hokkaido.lg.jp）
又はファックス（011-232-1095）で、住所、氏名を連絡願います。

○ 遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

「30kg未満のクロマグロ」の資源管理についてご理解いただき、

**小型（30kg未満）のクロマグロの
再放流をお願いします。**

平成30年7月1日以降、小型（30kg未満）のクロマグロを採捕すると罰則が適用される場合があります。

※ 3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は懲役・罰金の両方

水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ

Tel(011)204-5485

後志総合振興局産業振興部水産課漁業管理係

Tel(0136)23-1394

～クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ～

全国の漁業者が取り組んでいる資源管理に、ご協力をお願いします。



太平洋クロマグロは、近年、資源が悪い状態が続いており、関係各国の科学者が集まる会議（中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC))で「**資源回復のためには、小型魚の漁獲の大幅な削減が必要**」と求められています。

これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業からまき網漁業まで**全ての漁法で**、「30kg未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」という**厳しい資源管理に取り組んでいます**。

- ◎ 国から北海道への小型(30kg未満)のクロマグロに係る漁獲配分量がゼロとなることが示されました。
このため、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの期間、道内での小型(30kg未満)のクロマグロは採捕できなくなります。
- ◎ 30kg未満の小型魚の再放流をお願いします！！
- ◎ 平成30年7月1日以降にクロマグロを採捕すると罰則が適用される場合があります。
※3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は懲役・罰金の両方

クロマグロの情報

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/new/top.htm>

北海道 遊漁のページ

検索 🔍



北海道水産林務部漁業管理課